○デジタル庁、総務省

三六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　一　195　二一二

三七　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　三〇　215　四一〇

○総務省

三一三　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　一　195　一四

三一四　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一　195　一六

三一五　政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出があったので公表する件　一　195　二一

三一六　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件　一　195　二一二

三一七　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一　195　二一三

三一八　政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件　一　195　二一三

三一九　特定国外派遣組織を指定する件　四　一

三二〇―三二四　一時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件　七　二

三二五　消防法第二十一条の四十八第二項に規定する登録検定機関の代表者の氏名の変更に関する件　一一　四

三二六　消防法施行規則第四条の二の四第四項に規定する登録講習機関の代表者の氏名の変更に関する件　一一　四

三二七　消防法施行規則第四条の二の十二第二項に規定する登録講習機関の代表者の氏名の変更に関する件　一一　四

三二八　消防法施行規則第五十一条の十三第二項に規定する登録講習機関の代表者の氏名の変更に関する件　一一　四

三二九　基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件　一四　三

三三〇　特定小電力無線局の用途、電波の型式及び空中線電力を定める件　一六　206　二九六

三三一　夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件　一六　206　三一六

三四二　特別とん譲与税法第一条第一項の市町村を指定する等の件の一部を改正する件　一七　二

三四三　特別とん譲与税法施行規則第二条の規定による令和八年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる開港所在市町村ごとの率を定める件　一七　二

三四四　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一八　六

三四五　特定国外派遣組織を指定する件　一八　六

三四六　インターネットプロトコルを使用する専用通信回線設備等端末又は自営電気通信設備（デジタルデータ伝送用設備に接続されるものに限る。）の電気通信の機能に係るソフトウェアの更新の機能及び端末設備等規則第三十四条の十第四号に規定するインタフェースに係る措置の条件を定める件　二四　三

三四七　地方自治法施行規則第十二条の二の二十二（市町村の合併の特例に関する法律施行規則第十四条の十三において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する地方税法施行規則第二十四条の四十二第三項に規定する特定歳入等及び特定歳入等に関する情報の取扱いにおける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準　二四　211　六

三四八　地方自治法施行規則第十二条の二の二十二（市町村の合併の特例に関する法律施行規則第十四条の十三において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する地方税法施行規則第二十四条の四十四の規定に基づき、地方団体の徴収金の収納の事務を行うための役務　二四　211　一一

三四九　地方税法施行規則第三条の三の二第三項、第五条の二第三項、第十条第五項、第十条の二の八第三項及び第二十四条の三十九第一項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準の一部を改正する件　二四　211　一二

三五〇　地方税法施行規則第二十四条の四十二第三項に規定する特定歳入等及び特定歳入等に関する情報の取扱いにおける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準の一部を改正する件　二四　211　一三